

H20放送第0083号

平成20年4月9日

社団法人電波産業会
会 員 各 位

社団法人電波産業会
事務局長 若尾 正義



超高精細度TVスタジオ設備開発部会の委員募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当会の事業に対して格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第143回技術委員会において「放送分野における今後の検討課題について」に係る審議の結果、新たに別添1の設置要綱により超高精細度TVスタジオ設備開発部会を設置することとなりました。

超高精細度TVスタジオ設備開発部会では、走査線数が1125本（有効走査線数1080本）を超えるテレビジョン放送を実現するために必要となる放送局内におけるスタジオ設備の研究開発と標準化活動を行ってまいります。

つきましては、本開発部会に参加を希望する会員におかれましては、別紙1の参加申込書に必要事項を記入の上、5月14日（水）までに事務局宛にFAXまたはE-mailにてお送りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、別紙2に、特許及び情報の取扱いについての取り交わし事項を記載した「超高精細度TVスタジオ設備開発部会に係る覚書」を同封いたします。本開発部会に参加を希望される場合は、別添2に記載の記入要領に従い、覚書の取り交わしをしていただきたく存じます。 敬具

[事務局] 社団法人電波産業会
研究開発本部 放送グループ
馬場 栄、吉見 修
TEL: 03-5510-8597
FAX: 03-3592-1103
E-Mail: baba@arib.or.jp
yoshimi@arib.or.jp

超高精細度TVスタジオ設備開発部会設置要綱

第143回技術委員会（平成20年3月26日）決定

（目的）

第1条 超高精細度TVスタジオ設備開発部会（以下「開発部会」という。）は、走査線数が1125本（有効走査線数1080本）を超えるテレビジョン放送（以下「超高精細度テレビジョン放送」という。）を実現するために必要となる放送局内におけるスタジオ設備の研究開発と標準化活動を行うことを目的とする。

（研究開発事項）

第2条 開発部会は、超高精細度テレビジョン放送の放送局内におけるスタジオ設備に関する次の事項について研究開発を行う。

- 一 映像システムの研究開発と標準化
- 二 音響システムの研究開発と標準化
- 三 機器間インタフェースの研究開発と標準化
- 四 その他

（参加）

第3条 開発部会に参加しようとする正会員は、別紙1に定める超高精細度TVスタジオ設備開発部会参加申込書により参加の申し込みを行わなければならない。

2 参加の申し込みを行った者は、社団法人電波産業会と別紙2に定める覚書を締結しなければならない。

（構成）

第4条 開発部会は、覚書を締結した正会員が超高精細度TVスタジオ設備開発部会参加申込書により指定した者（以下「委員」という。）で構成する。

（客員等）

第5条 会長は、必要に応じ、学識経験者に対して、客員として開発部会への参加を要請することができる。また、会長が電気通信に係る標準化機関と連携を図る必要を認めた場合は、当該標準化機関の指定する者を特別委員として開発部会に参加させることができる。

2 開発部会は、必要に応じ、開発部会の承認を得て、構成員以外の者をオブザーバとして開発部会に参加させることができる。

（委員長）

第6条 開発部会に委員長を置く。

- 2 委員長は、開発部会を開催し、主掌する。
- 3 委員長は、委員の中から互選により定める。

（幹事）

第7条 開発部会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の中から互選により定める。

（設置期間）

第8条 開発部会は、平成22年3月末まで設置する。

（運営経費等）

第9条 開発部会の運営に必要な経費（社団法人電波産業会の会計年度ごとに1正会員当たり10万円とする。）及び実験等に特に必要な経費については、委員を指定した正会員がそれぞれ運営経費及び特別経費として負担する。ただし、正会員の会費が年額150万円以上の正会員、及び技術委員会運営細則第6条の規定により設置した調査研究会若しくは他の開発部会又は普及戦略委員会の「普及部会の設置について」第5条の規定により設置した普及部会に委員を指定しそれらの運営経費合計金額と正会員の会費の年額との合計金額が150万円に達している正会員は、運営経費の負担を要しない。

- 2 特別経費については、必要に応じ、開発部会において審議し、技術委員会において定める。

（情報等の取扱い）

第10条 開発部会参加者（委員、客員、特別委員、オブザーバ及び開発部会の下部組織への参加者をいう。以下同じ。）は、開発部会参加者以外への配布の禁止を明示して提出された資料の内容を第三者に漏らしてはならない。ただし、当該資料を資料提出者が部外者に提供する場合及び開発部

会参加者の所属する企業等の職員に提供する場合並びに当該資料が公知の事実となり又は他から容易に入手できる場合は、この限りでない。

(庶務)

第 1 1 条 開発部会の庶務は、社団法人電波産業会の事務局が行う。

(委任)

第 1 2 条 開発部会の運営に関し必要な事項は、開発部会において定める。

超高精細度TVスタジオ設備開発部会参加申込書

平成 年 月 日

社団法人電波産業会
事務局 へ

正会員名

責任者

所属
役職

氏名

超高精細度TVスタジオ設備開発部会設置要綱の規定に基づき、下記の者を委員に指定して、同開発部会に参加申込をいたします。

記

1 所属・役職

2 氏名

3 住所 〒

4 電話

F A X

5 E-mail

担当者 社団法人電波産業会
研究開発本部 放送グループ
馬場 栄、吉見 修
TEL: 03-5510-8597
FAX: 03-3592-1103
E-mail: baba@arib.or.jp
yoshimi@arib.or.jp

超高精細度TVスタジオ設備開発部会に係る覚書

社団法人電波産業会（以下「甲」という。）及び（正会員名）（以下「乙」という。）は、超高精細度TVスタジオ設備開発部会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき本覚書を締結する。

1 特許に関する事項について

- ① 設置要綱第2条に規定する研究開発の過程において、乙が自己の所有する必須の工業所有権を含む技術の提案を行い、当該技術の提案が開発部会において標準規格案に採用され、かつ、甲の規格会議において標準規格として制定された場合は、乙は、当該標準規格を使用する者に対し、非排他的かつ無差別に当該必須の工業所有権の実施を許諾する。この場合において、乙が、当該必須の工業所有権の実施権を許諾する条件については、「標準規格に係る工業所有権の取扱に関する基本方針」（平成7年9月5日第1回規格会議決定）によるものとする。
- ② 設置要綱第2条に規定する研究開発の過程において発生する発明・考案の取り扱いについては、甲又は乙の単独の発明・考案に係る工業所有権は、当該発明・考案をなした甲又は乙に帰属する。甲又は乙の単独の帰属に疑義がある場合は、当該開発部会において審議する。

2 情報等の取扱について

甲の職員、当該開発部会の乙の委員及び当該開発部会の下部組織への乙の参加者は、当該開発部会参加者（委員、客員、特別委員、オブザーバ及び下部組織への参加者をいう。以下同じ。）以外への配布の禁止を明示して提出された資料の内容を第三者に漏らしてはならない。ただし、当該資料を資料提出者が部外者に提供する場合及び当該開発部会参加者の所属する企業等の職員に提供する場合並びに当該資料が公知の事実となり又は他から容易に入手できる場合は、この限りでない。

平成 年 月 日

甲 社団法人電波産業会
会長 大坪 文雄 印

乙 正会員名
代表者 印

標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針

平成7年9月5日
第1回規格会議決定

標準規格は、公正、透明な手続きにより、規格会議の委員の総意によって制定されるものである。

したがって、標準規格の内容の全部又は一部に必須の工業所有権（工業所有権とは、特許権、実用新案権及び意匠権をいい、出願中のものを含み、必須の工業所有権とは、当該工業所有権を侵害することなく、標準規格を満足する装置、機器、システム又はソフトウェアの製造、販売又は使用が技術的に不可能なものをいう。以下同じ。）に係る場合についても、委員の総意が明確に反映できる公正、透明な手続きによって定められるものである。

また、規格会議は、標準規格の普及を考慮し、標準規格の内容の全部又は一部に係る必須の工業所有権を万人が無償で実施できること及び当該標準規格を採用する他の国においても当該必須の工業所有権の実施を妨げるものでないことが望ましいものとする。

このため、規格会議は、標準規格で規定する内容に必須の工業所有権が係った場合の取扱いの基本指針を次のとおり定める。

1 取扱い

(1) 選択基準

規格会議は、一の標準規格で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれる場合にあって、当該必須の工業所有権の権利所有者（以下「当該権利所有者」という。）が、次の第一号又は第二号に掲げる取扱いを選択する場合は、標準規格の対象とし、第三号に掲げる取扱いを選択する場合は、この対象としない。

一 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権について、当該標準規格を使用する者に対し、一切の権利主張をせず、無条件で当該必須の工業所有権の実施を許諾する。ただし、当該標準規格を使用する者が、当該標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権の権利を所有し、かつ、その権利を主張した場合、当該権利所有者が、その者を本号の対象から除外することを妨げるものではない。

二 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権の権利の内容、条件を明らかにした上で、当該標準規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該必須の工業所有権の実施を許諾する。ただし、当該標準規格を使用する者が、当該標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権の権利を所有し、かつ、その権利を主張した場合、当該権利所有者が、その者を本号の対象から除外することを妨げるものではない。

三 当該権利所有者が、上記各号に掲げる取扱いをしない。

(2) 工業所有権に係る紛争

規格会議は、標準規格で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれるか否かについて、確認する責任はなく、また、工業所有権に係る紛争について、責任を有しない。

(3) 適用範囲及び適用地域

本基本指針の1の(1)の取扱いは、日本において使用される当該標準規格を満足する装置、機器、システム又はソフトウェアに適用されるものとする。

ただし、他の国において当該標準規格が採用される場合の必須の工業所有権の取扱いについては、前文の主旨を尊重し協議できるものとする。

2 手続

標準規格で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれる場合の手続は、以下によることとする。

(1) 確認書の提出

当該権利所有者は、標準規格の作成にあたって、別表第一号、別表第二号又は別表第三号に定める必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書（特許権以外の工業所有権に係る当該確認書の裏面の記載については、特許権の記載に準じて記載すること。）を規格会議委員長に提出するものとする。

(2) 確認書提出の期限

確認書提出の期限は、原則として、規格会議が別に定める日又は規格会議の当該標準規格を担当する分科会における当該標準規格の案の決定前の当該分科会が別に定める日とする。

この場合において、2の(1)の必須の工業所有権の中、出願公開（国際公開及び国内公表を含むものとし、それらの中、最も早く行われるものをいう。以下同じ。）前に届出を行ったものについては、出願公開後、届出を再度行うものとし、また、当該必須の工業所有権の中、権利が不成立又は消滅したものについては、その旨速やかに、届出を行うものとする。

(3) 確認書の保管及び注記の記載

規格会議の事務局は、当該権利所有者から、2の(1)の確認書の提出を受けたときは、その確認書を保管し、また、別表第一号又は別表第二号に定める確認書を受け取ったときは、当該標準規格に以下の主旨の注記を記載する。

注意:本標準規格には、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権であるXXXの権利は、YYYの保有するところのもので

あるが、本標準規格を使用する者に対し、

適切な権利主張をせず、無条件で

適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に

〔（別表第一号の確認書の場合）一
（別表第二号の確認書の場合）適

〕 当該XXXの実施を許諾する。た

だし、本標準規格を使用する者が、本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りでない。」旨表明している。

(4) 確認書の未提出に係る責任

規格会議は、当該権利所有者が、2の(1)の確認書の提出を怠った場合において生ずる一切の問題について、いかなる者に対しても、責任を負うものではない。

3 その他

「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成3年6月28日第12回財団法人電波システム開発センター規格委員会決定）に基づき行われた取扱又は手続は、本指針により取扱又は手続されたものとする。

覚書記入要領

下記要領に従い、2部作成のうえ、ご提出下さい。折り返し弊法人の署名捺印し返却致します。

①入会を希望する会員会社名をご記入下さい

デジタル放送システム開発部会に係る覚書

社団法人電波産業会(以下「甲」という。)及び(正会員名) ① (以下「乙」という。)は、デジタル放送システム開発部会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第3条第2項の規定に基づき本覚書を締結する。

1 特許に関する事項について

- ① 設置要綱第2条に規定する研究開発の過程において、乙が自己の所有する必須の工業所有権を含む技術の提案を行い、当該技術の提案が開発部会において標準規格案に採用され、かつ、甲の規格会議において標準規格として制定された場合は、乙は、当該標準規格を使用する者に対し、非排他的かつ無差別に当該必須の工業所有権の実施を許諾する。この場合において、乙が、当該必須の工業所有権の実施権を許諾する条件については、「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」(平成7年9月5日第1回規格会議決定)によるものとする。
- ② 設置要綱第2条に規定する研究開発の過程において発生する発明・考案の取り扱いについては、甲又は乙の単独の発明・考案に係る工業所有権は、当該発明・考案をなした甲又は乙に帰属する。甲又は乙の単独の帰属に疑義がある場合は、当該開発部会において審議する。

2 情報等の取扱いについて

甲又は開発部会の委員から、当該開発部会の委員以外に配布の禁止を前提に提出された資料(当該資料にはその旨を表示するものとする。)については、甲及び当該開発部会の委員(当該資料を提出した者を除く。)は当該資料の内容を第三者(当該開発部会の委員を指定した正会員の職員を除く。)に漏らしてはならない。ただし、当該資料が公知の事実となり、又は他から容易に入手できる場合はこの限りでない。

平成 年 月 日

甲 社団法人電波産業会
会長 大坪文雄 印

②入会を希望する会員会社名をご記入下さい
①と同じ

③社印(花印)
を

乙 正会員名 ②
代表者 ④ 印 ③

④社印に対して責任と権限のある方ないし責任と権限が委譲されている方の署名